

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【公表番号】特表2017-504943(P2017-504943A)

【公表日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-006

【出願番号】特願2016-548665(P2016-548665)

【国際特許分類】

F 2 1 K	9/237	(2016.01)
F 2 1 K	9/00	(2016.01)
F 2 1 K	9/66	(2016.01)
F 2 1 V	29/503	(2015.01)
F 2 1 V	29/83	(2015.01)
F 2 1 Y	107/30	(2016.01)
F 2 1 Y	107/70	(2016.01)
F 2 1 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 2 1 K	9/237	
F 2 1 K	9/00	1 0 0
F 2 1 K	9/66	
F 2 1 V	29/503	
F 2 1 V	29/83	
F 2 1 Y	107:30	
F 2 1 Y	107:70	
F 2 1 Y	115:10	

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月22日(2018.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気コネクタを含む口金と、

前記口金に面する底部及び頂部を持つ発光バルブ部と、

前記電気コネクタに電気的に接続されるドライバ回路と、

前記ドライバ回路に電気的に接続されるLEDのセットとを有するLED電球であって、

前記発光バルブ部が、前記発光バルブ部の前記頂部に対して開口している中空中央コアと、前記中央コアを囲むチャンバとを有し、前記チャンバが、閉じられたボリュームを有すると共に、前記中央コアのまわりに環状部を持ち、前記環状部の半径方向に最も内側の壁が、前記中空中央コアを規定し、前記LEDが、前記中央コアのまわりに取り付けられ、前記中空中央コアが、閉じられた底面を有し、前記発光バルブ部の前記頂部から部分的に前記発光バルブ部の深部へ延在するLED電球。

【請求項2】

前記LEDが、前記LEDが前記閉じられたボリューム内に収容されるように、前記半径方向に最も内側の壁のまわりに設けられる請求項1に記載のLED電球。

**【請求項 3】**

前記チャンバの前記閉じられたボリュームが、前記LEDへの電気接続部を通過させる壁によって完全に規定される請求項1に記載のLED電球。

**【請求項 4】**

前記壁が、ガラスである請求項3に記載のLED電球。

**【請求項 5】**

前記チャンバの前記閉じられたボリュームが、開口底面を持つ壁と、少なくとも前記中央コアの外側のまわりで、前記開口底面を閉じる底面カバーとによって規定される請求項1に記載のLED電球。

**【請求項 6】**

前記壁が、ガラスである請求項5に記載のLED電球。

**【請求項 7】**

前記底面カバーが、プラスチックリングを有する請求項5又は6に記載のLED電球。

**【請求項 8】**

前記チャンバの前記閉じられたボリュームが、前記中央コアを規定する内側円筒と、前記内側円筒のまわりの外壁とによって規定される請求項1に記載のLED電球。

**【請求項 9】**

前記内側円筒が、プラスチック、金属又はセラミックである請求項8に記載のLED電球。

**【請求項 10】**

前記外壁が、ガラスである請求項8又は9に記載のLED電球。

**【請求項 11】**

前記LEDが、可撓性基板に設けられる一連のLEDを有し、前記可撓性基板が、前記中央コアを規定する半径方向に最も内側の壁と接触して取り付けられる請求項1乃至10のいずれか一項に記載のLED電球。

**【請求項 12】**

前記内側円筒が、前記LEDが設けられる導電性トラックを有する請求項8乃至10のいずれか一項に記載のLED電球。